

第 6 回日立市公共交通会議 書面協議結果について

1 日立市公共交通再編実施計画の変更について

- (1) 結果：承認
(内訳：承認 28 票/不承認 0 票)
- (2) 主な意見等と対応

①	<p>【ご要望】</p> <p>(利用状況に応じた運行回数の見直し(減便)について)</p> <p>利用者数の減少は、コロナ禍における外出自粛や勤務体系の変化等によるものが主な要因であると思う。については、コロナ収束後には減便の運行回復の見直しをお願いしたい。特に城南台線は、高齢者の利用が多く、また急傾斜の多い地形でもある。</p> <p>また、減便対象の日立駅発 20:19 分の便は JR 線下り 19:56 上り 20:12 と接続した最終便でもあるため、配慮願いたい。</p>
	<p>(事務局回答)</p> <p>要望事項について、関係事業者を踏まえて検討する。</p>

2 移動円滑化基準の適応除外申請について

【椎名観光バス】

- (1) 結果：承認
(内訳：承認 27 票/不承認 1 票)
- ※ 委員数の過半数以上の同意を得たため承認とします。(日立市公共交通会議設置要綱 第 9 条 3 項)
- (2) 主な意見等と対応

①	<p>【ご質問】</p> <p>資料 2-1、7(1)において、「運行経路には、道路幅員が狭隘な箇所や勾配が急な箇所があり、マイクロバスでの運行が必要である」とされているが、なぜマイクロバスであれば認定が必要となるのか。</p>
	<p>(事務局回答)</p> <p>狭隘区間や勾配が急な経路を走行するために導入する車両は、道路幅に対し安全に通行できるよう大型ではなく、床面の高さも保たれている車両を使用するため、資料 2-1 に記載した各基準からの除外申請が必要となる。</p>

②	<p>【ご質問】</p> <p>車いすスペースの確保については、乗車定員を削る(車両の改造)ことで基準を満たすこともできると思うが、乗車定員を削れない理由(乗車定員28名程の利用がある等)がある場合、各区間の利用人数のわかるデータが必要となると思う。</p> <p>(事務局回答)</p> <p>運行事業者へ確認したところ、当路線は定期的に25名程度の利用があるとのことであり、車いすスペースを確保することで、利用者全員を乗車させることができなくなるという回答であった。</p> <p>(運行事業者回答)</p> <p>利用人数がわかるデータは、適応除外申請を行う際に必要となる可能性があるため、申請先である茨城運輸支局と調整を図る。</p>
③	<p>【ご質問】</p> <p>資料2-1、7(2)において、バリアフリー仕様に改造しない理由として財政上の理由を提示しているが、その内容が確認できる資料(見積と予算の比較など)はあるか。</p> <p>(運行事業者回答)</p> <p>財政上の理由を確認するための書類についても、申請を行う際に必要となる可能性があるため、茨城運輸支局と調整を図る。</p>
④	<p>【ご質問】</p> <p>資料2-1、7(3)において、車いす利用者の方の代替運行が確保されており、路線バス運賃以上の負担がかからないよう配慮されているが、これはどのような仕組みなのか。また住民への周知は行っているのか。</p> <p>(事務局回答)</p> <p>福祉タクシー等を利用した車いす利用者への代替運行の仕組みであるが、こちらは、適応除外申請をしたマイクロバスを利用したい車いす利用者が、福祉タクシーを路線バスと同じ条件で利用できるよう、差額分の運賃を行政が負担するものである。椎名観光バス(株)は自社で福祉タクシーを所有していないため、運行は他社に委託する。</p> <p>(運行事業者回答)</p> <p>周知については、現段階では適応除外申請をしていないため実施していないが、運行開始後は必要に応じて対応する。</p>

【みなみ号】

(1) 結果：承認（内訳：承認 27 票/不承認 1 票）

(2) 主な意見等と対応

①	<p>【ご意見】</p> <p>そもそもバリアフリー法に適合させることが前提であると思うが、その点について触れられていないと思う。</p>
②	<p>【ご質問】</p> <p>資料 2-5、5(1)において、狭隘な道路を運行するため車幅に制限があると述べられているが、具体的にどのような箇所が通行困難となるのか。また、迂回路はないのか。</p> <p>(事務局回答)</p> <p>南留バス停留所付近の住宅街は、道路幅も狭く、車両とのすれ違いも多い。また、留町民センターバス停留所から北留バス停留所間には、高さ制限 2.35m のガードが存在する。当区域は住宅が密集しているため利用が見込まれることに加え、区域を跨ぐように JR 線路が存在することから、当ガードを通行する必要があると考えられる。</p>
③	<p>【ご質問】</p> <p>資料 2-5、5(2)において、座席数が 10 席必要とあるが、10 名の定員数を必要とする資料はあるか。</p> <p>(運行事業者回答)</p> <p>座席数を必要とする資料については、申請を行う際に必要となる可能性があるため、茨城運輸支局と調整を図る。</p>

3 地域公共交通利用促進活動助成金の申請について

(1) 結果：承認（内訳：承認 28 票/不承認 0 票）

(2) 主な意見等と対応

①	<p>【ご要望】</p> <p>申請対象経費には、例として広報費にチラシ、時刻表、マップ等、のぼり旗、横断幕製作費などあるが、印刷物作成について、毎年前年度と変化がない限り、各家庭に配布し予算消化する必要性を感じない（慣例化していないか？）。また、ポケット時刻表作成費については、必要性を感じないので、各自が自作で良いのではないか。</p> <p>(事務局回答)</p> <p>指摘事項について、各協定締結地区で必要性の見直しを行う。</p>
---	---